

湘南学園後援会会則

【名称】

第1条 本会の名称は「湘南学園後援会」とする。

【目的】

第2条 本会の目的は次の通りである。

- (1) 湘南学園の建学精神に則り、教育を側面から支援し、学園力を高めていくこと。
- (2) 会員相互の親睦を図ると共に資質の向上に努めること。

【会員】

第3条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 本会の趣旨に賛同するPTA（保護者及び教職員）OBまたはOG。
- (2) その他、賛助会員として本会で認められた者。

【役員及び会計監査並びに役員会】

第4条 本会に、次の第1号から第3号までの役員及び第4号の会計監査を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 若干名（総務・企画・広報・会計等）
 - (4) 会計監査 2名
2. 役員及び会計監査全員で構成する役員会を置く。

【役員及び会計監査の選出並びに任期】

第5条 役員及び会計監査は会員からの推薦により、総会で選任する。

2. 役員及び会計監査の任期は、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。但し、再任は妨げない。

【顧問】

第6条 本会に、顧問2名を置く。顧問は湘南学園の学園長とPTA会長とする。

【事務局】

第7条 本会の事務局を、藤沢市鵠沼松が岡4丁目1番32号の湘南学園に置く。

2. 事務局業務に必要な場合は学校法人理事会、教職員の参加、協力を求めることとする。

【会費】

第8条 本会の会費は、年会費2,000円とする。

【入会と退会】

第9条 新たに会員となろうとする者は、初年度年会費を支払うものとする。

2. 会員となった者は入会后、氏名、住所、連絡先等必要と認められる事項を、役員会から求められた後、すみやかに、所定の書式で役員会（事務局）に届け出るものとする。

3. 退会する場合は、役員会に退会の意思表示をする。
4. 年会費が2年続けて支払われない場合は退会とみなす。
5. 第2項の届出に関わる会員の個人情報には役員が厳重に保管し、退会した会員の個人情報は確実に廃棄する。

【総会】

- 第10条 定時総会は年1回開催し、前年度の事業報告及び決算報告並びに当年度の事業計画案及び予算の承認、役員会及び会計監査の選任を行う。
2. 会長が必要と認めた時には、臨時総会を開くことができる。

【会則の変更その他】

- 第11条 本会則の変更は、役員会にて審議したものについて総会の承認を得なければならない。
2. 本会則に定めていない事項は、役員会で処理する。

【附則】

1. この会則は平成21年11月7日から施行する。
2. 会の発足から平成22年3月31日までは役員及び会計監査は、発足時の総会で決めた暫定役員をもってあてる。
3. この会則は、平成28年4月16日から施行する。
4. この会則は、平成30年4月21日から6か月を超えない範囲内において役員会が定める日から施行する。